

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都府舞鶴市宇余部下1190番地					
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部長 伊東 健一					
事業者の主たる業種	国の行政機関					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年4月 ~ 平成23年3月					
基本方針	地球温暖化対策の推進体制を充実し、対象設備等における省エネ及び温室効果ガスの排出削減を推進する。使用者の環境に対する教育を含め、設備の管理及び使用状況の改善を行うとともに、ボイラ等の燃料使用量、電気設備における電気使用量の削減を主に省エネによる二酸化炭素の排出量の削減を行う。					
推進体制	平成19年度に省エネ法に基づき省エネ委員会を制定した。省エネ委員会を定期的に開催し、省エネ状況をチェックしつつ対策を検討し、実施していく。					
環境マネジメントシステム名称	適用範囲					
	取得年月日					
	取得年月日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20-22年度	電気使用器具・設備	電気使用状況の改善・電気器具の更新および台数等の現状把握・空調設備における使用時間の改善			
	20-22年度	ボイラ設備	燃料使用状況の改善・蒸気使用状況の改善、負荷効率の改善、更新の検討			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度 (計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	3,404 t	3,300 t	-3.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 3,404 t	*2 3,300 t	-3.1 %		
	目標設定の考え方	年間のCO <sub>2</sub> 排出削減目標を「対前年1%以上の削減」に設定 省エネ法のエネルギー使用削減目標に合わせて設定した。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	増減率 (計画)	
	総監部地区	二酸化炭素換算 41.07 (千㎡)	82.88	80.35	-3.1 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	建物に使用するエネルギー使用に起因する温室効果ガスの排出量であり延床面積 (千㎡) を関わる値とする。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)				
		取組量等	(二酸化炭素換算)			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	増減率 (計画)			
	*1 3,404 t	(*2)-(*3) 3300 t	-3.1 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウン・キャンペーン等への参加					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標 (生産数量、延べ床面積、走行距離等) を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。